

Title	国際制度における不平等性についての政治学的研究
Author(s)	小林, 保奈美
Citation	平成27年度学部学生による自主研究奨励事業研究成果報告書. 2016
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/54692">https://hdl.handle.net/11094/54692</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 平成 27 年度学部学生による自主研究奨励事業研究成果報告書

ふりがな 氏名	こばやし ほなみ 小林 保奈美	学部 学科	法学部 国際公共政策学科	学年	3 年
ふりがな 共同 研究者名		学部 学科		学年	年
					年
アドバイザー教員 氏名	湯川 拓	所属	国際公共政策研究科		
研究課題名	国際制度における不平等性についての政治学的研究				
研究成果の概要	研究目的、研究計画、研究方法、研究経過、研究成果等について記述すること。必要に応じて用紙を追加してもよい。				

【研究目的】本研究の目的は、これまで国際政治学において当然の仮定とされてきた知見、すなわち、国際制度における不平等性は下位に置かれた国家にとっては不利益であるという仮定を見直し、不平等性がそのような国家にとって利益となる可能性を探ることであった。ひいては、現在国際社会において重要な役割を担っている国際機構などの制度設計を、不平等という観点から捉えなおすことを目的とした。

【研究方法】以上のような問題意識のもと、以下の方法で研究を行った。第一に、この問題に関わる先行研究の整理、第二に国際制度と不平等性を説明する理論の構築、第三に実際の国際制度の設計・運用における事実関係の実証である。

### 【研究成果】

#### 1、国際社会における平等性の概念

国際制度における平等・不平等の問題を論じるには、「国家が平等であるべきだ」という、国際社会において大原則とされている原則について論じるところから議論を出発させるべきであろう。この「主権平等原則」の意味するところは時代によっても変化があり、確立された共通の認識はない。しかしながら、主権平等が国連憲章にも明記されていることから分かるように、国際社会においてこの原則は広く認められたものとなっている<sup>1</sup>。

主権平等原則は、政治学的観点からはどのように解することができるだろうか。ヴィオラらは、主権平等の原則を三つの構成原理から説明する<sup>2</sup>。特に、三つの構成原理の一つである政治的平等は代表・投票・権利義務の平等を指す。主権平等の原則はさまざまな制度に関わるものであるといえよう。

#### 2、平等・不平等の制度化 —国際連盟をモデルとして—

本研究では、さまざまに存在する主権平等に反する制度の中で、国家をグループに分けそれぞれに異なった権利を与える制度、言うなれば、国家を「格付け」する制度を取り上げた。例えば、国際連盟や国際連合には、安全保障理事会(国際連盟の場合は理事会)に常に代表される権利を持つ「大国」という格と、そのような権利を持たない「中小国」という格が存在し、かつ制度化されている。これは、ヴィオラらの分類を借りれば、非常に明確な政治的不平等の体現であるといえる。また、本研究では事例として国際連盟を扱った。これは、「格付け」制度の起源を国際連盟に求めることができると思ったからである。

#### 3、仮説の提示：四つの状況と利益享受の理論

制度によって不平等な立場に置かれた国家が、その制度から利益を得る過程を説明するため、理論の構築を行った。

##### 3.1 制度をめぐる四つの状況

まず、制度構築に関して、中小国が置かれ得る状況を四通りに整理した。一つ目に、国家同士をつなぐ継続的・普遍的制度が存在せず、国際社会における影響力が個々の国家の実力に依拠する場合である。二つ目以降に考えられるのは、継続的・普遍的制度が存在する状況である。その中で「格付け」の程度、すなわち大国・中小国間の格差の程度をもとにさらに三つに分類

<sup>1</sup> 田畑茂二郎『国家平等思想の史的系譜』有信社、1961年、3ページ。主権平等概念の時代的变化については、以下の論文を参照。Stirk, Peter M.R., “The Westphalian model and sovereign equality” *Review of International Studies*, Volume 38, Issue 03, 2012, pp. 641-660.

<sup>2</sup> Viola, Lora Anne, Snidal, Duncan, and Zürn, Micheal, “Sovereign (In)equality in the evolution of the international system” pp. 221-236.

した。すなわち、格差が最も大きい場合、格差が中程度の場合、格差が全くない場合である。以上の四通りの状況をまとめると、以下の表のようになる。

	制度	中小国の発言権	例
(1)制度なし	なし	個々の国力による	国際連盟発足前
(2)格差最大	あり	全くなし	大国のみによる理事会
(3)中程度の格差		大国よりは小さいがある	大国と中小国代表による理事会
(4)格差なし		大国と同等	総会、選出された国による理事会

### 3.2 中小国にとっての最適な制度形態

次に、以上の四通りの状況において「中小国」が具体的にどのような利益を享受できるのかを理論的に検討した。

一つ目に、組織の効率性要因である。国際社会にとって最も重要である政治的な事項に関しては、十分な議論のもと迅速に決定が下されなければならない、またその決定が実行されなければならない。よって、少数から構成される意思決定機関が存在し、かつそこにおいて組織全体としての合意が形成されることが重要である。

さらには、少数の意思決定機関がある場合には、その機関に大国が参加しているどうか、参加にあたり大国に「大国」としての立場が与えられているかどうかにも効率性に影響する。なぜならば、大国には、このような国際組織において主導的な役割を果たすことが期待されるからである。田畑茂二郎は、「組織の運営に重要な責任をもつ大国や、また、重要な利害関係を持つ国家に特殊な地位を認めることは、運営の効率性を高める上からみて、ある程度やむをえないことだといわなければならない」とした<sup>3</sup>。また、シンプソンは国際連盟設立当時の主権概念について、完全な平等性を損なうことは国際組織の成功のためにはやむを得ないと認識されていたことを述べている<sup>4</sup>。つまり、組織の運用のため、大国と中小国との間に差異が生まれることは必然であったということである。

二つ目に、義務の軽減である。国際組織の運営にあたっては、その活動のために各国が義務を負わなければならない。しかし、国家間の格差が存在する場合、果たすべき義務の大きさにも差があると考えられる。格差が存在する状況のほうが、中小国が負うべきコストは小さくなるのである。

制度形成におけるヘゲモニーの機能について、一つの解釈として「慈悲深い指導」という立場がある。これは覇権国家がコストを引き受けたことで、他の国々がコストを負担しない状況においても制度が形成される、というものである<sup>5</sup>。この立場はヘゲモニーに関するものであるが、大国という言葉に置き換えてもその意味は通じるだろう。つまり、大国が義務を負うことで、中小国がコストを負うことなく制度に参加できるということである。このように考えると、大国に大国たる地位を持たせコストを負担させることは、中小国にとっては望ましいことだといえる。

また、ブルは、大国であるということの意味の一つを「他の諸国によって、一定の特別な権

<sup>3</sup> 田畑、前掲『国家平等思想の史的系譜』、169 ページ。

<sup>4</sup> Simpson, Gerry., *Great Powers and Outlaw States*, Cambridge, New York, Melbourne, Cape Town, Singapore, São Paulo: Cambridge University Press, 2004, p. 163.

<sup>5</sup> 藤原帰一「ヘゲモニーとネットワーク 国際政治における秩序形成の条件について」東京大学社会科学研究所編『20 世紀システム 6 機能と変容』東京大学出版社、1998 年、309－339 ページ。

利・義務を有する国家として承認され、かつ、その国自身の指導者と国民によっても、そのように理解されている国家」であることだとしており、さらに、「国際連盟理事会、あるいは、国連安全保障理事会の常任理事国の地位を大国に付与することによって、国際機構内部で、大国の特別の権利・義務が承認されていたとしても、このことは、大国が有するそのような権利・義務の淵源ではない。むしろ、どのような場合でも大国のそのような権利・義務が承認されているという事実によって、はじめて、国際機構内での大国の権利・義務の存在が可能となるのである」と記述している<sup>6</sup>。つまり、国際組織において大国に特別の権利・義務が与えられるのは当然の結果なのである。むしろ、そのような特権的な地位が損なわれた場合、大国によって本来果たされるはずであった義務が果たされないことになってしまう。大国が大国として参加し大きな義務を負担することで中小国の義務が軽減される。これは、中小国にとっての利益といえる。

三つ目に、意見の集約作用である。カテゴリーがつけられることによりその内部に一致した意見を形成される作用を、ここでは意見の集約作用と呼ぶ。そのメカニズムは次のようなものである。カテゴリーの設置により、そこにはカテゴリーの「内部」と「外部」が生まれる。この「内部」では、「外部」に対する一致した意見が形成される。また、この意見は「外部」を意識するものであるため、その一致の度合いは、「内部」と「外部」の差が大きいほど高くなる。これを国際社会にあてはめれば、「大国」と「中小国」というカテゴリーの出現により、これまではなかった「中小国」としてのまとまりが生まれ、またそこに属する国に共通した、「大国」に対する意見が生まれるということである。また格差が大きいほど、意見は一致しやすい。

こうして形成された意見は、組織の意思決定の際に、中小国一国では持ちえなかった大きな影響力を持ち得る。なぜならば、「中小国」には数十の国が含まれているからであり、多数の国家の一致した意見であれば、大国は反対することが難しくなると考えられるからである。意見の集約によって、中小国が行使することのできる役割は非常に大きなものとなり得るのである。

#### 4、実証：国際連盟における中小国

国際連盟規約起草時の議論と国際連盟での各国の言動から、前節で示した仮説の実証を行った。連盟規約起草の議論に関しては、パリ会議のアメリカ代表団の一人であり規約起草の議論の場にも参加していたミラーの回顧録及び史料集、David Hunter Miller, *The Drafting of the Covenant*, G. P. Putnam Son's, 1928、に主に依拠した。この著作は国際連盟研究において頻繁に用いられる史料である。

##### 4.1 「格付け」制度全体に関する議論

ここでは、「格付け」制度が中小国を利するものであったことを実証するため、規約起草時及び国際連盟発足後における中小国の言動を確認した。ここで分かったのは、規約起草時も、また連盟発足後も、中小国が中程度の格差のある「格付け」に関し肯定的であったことである。中程度の格差を含む格付けに対し肯定的な態度が、また格差が最も大きい格付けに対しては、極めて否定的な態度が規約起草時の議論でみられ、格差の全くない制度に対しては、消極的な態度が、第一回総会において主権平等を唱え脱退したアルゼンチンの孤立という形で表れた<sup>7</sup>。

<sup>6</sup> ヘドリー・ブル著、臼杵英一訳『国際社会論 アナーキカル・ソサエティ』岩波書店、2000年、246-247ページ。

<sup>7</sup> Rappard, William E., "Small States in the League of Nations," *Political Science Quarterly*, Vol. 49, No. 4 (Dec., 1934), pp. 544-575., p. 561.

#### 4.2 三つの論理の実証

続いて、中小国が不平等な制度から実際に恩恵を受けていたこと、すなわち理論部で提示した、不平等な制度が中小国を利する三つの理論が実際に働いていたことを実証した。

一つ目の組織の効率性という観点は、規約起草の時点で大国・中小国の双方に共有されていたことが分かった。というのも規約起草会議の中でその点に関する議論があり、中小国の側から効率性を重視する発言が出されているからである<sup>8</sup>。

二つ目の義務の軽減という要素が中小国にとっての利益であったことは、種々の発言から実証することができた。例えば、1933年9月に行われた理事会において、ノルウェー代表は、大国の持つ特権的な地位について触れ、大国が中小国にはない義務を負うべきであることを示唆した。このような例はほかにも複数見られ、もはや大国がこのような責任を果たすことが大国の定義のうちにあるかのようにであったと、ラパードは指摘している<sup>9</sup>。

三つ目意見の集約作用が働いたかを実証する上で重要なのは、「格付け」のない状態において中小国に共通した意見や態度があったのかということであるが、実際のところ、中小国が唯一まとまった点があったとすれば、それは権利に対する愛であるとラパードは記述している<sup>10</sup>。また帯谷は、非ヨーロッパ諸国や中小国が、連盟が普遍的な性格を強めることを求めたこと、またこれらの国々が理事会の構成国となり、実際に連盟のガヴァナンスの対象地域が拡大したことを述べている<sup>11</sup>。これは中小国としての意見が集約され、反映された例であるといえる。さらに、意見の反映に関しては、理事会に中小国代表として参加した国が、自国の意に反して「中小国」としての意見を理事会に反映させた例もあった<sup>12</sup>。

以上で確認したように、国際連盟における不平等な「格付け」制度は、この論文で提示した三つの理論により、中小国に利益をもたらすものであった。

#### 5、まとめ

本研究では、国際制度における不平等性についての政治学的研究として、不平等な制度とそこから得られる利益について検証した。具体的には、国際連盟における国家の「格付け」制度を例に、この制度の構築過程における議論や、また成立後の中小国の言動を紐解いたものである。その結果、これまでは不利益なものであると考えられていた不平等な「格付け」制度から、中小国は利益を得る、ということが実証された。またその利益とは、組織の効率性、義務の軽減、意見の集約作用の三つであることが分かった。

これまでの研究では不平等な制度が不利益を生むものとしてしか考えられてこなかった一方で、本稿の研究は不平等な制度から利益が生じる可能性を提示した。これによって、中小国が主権平等ではなく、主権不平等を選択する可能性が示されたといえる。これは同時に、国家は主権に固執する、という国際政治学における与件ともいえるものに疑問を投げかけるものでもある。本稿が国際政治学に与える影響は大きいといえよう。

<sup>8</sup> Miller, David. Hunter, The Drafting of the Covenant 1, Volume. 1& 2, 1928, vol.1, pp. 147, 151-152.

<sup>9</sup> Rappard, op. cit., pp.569-570.

<sup>10</sup> *ibid.*, pp. 570-572.

<sup>11</sup> 帯谷俊輔「「普遍的」な国際連盟の模索—1926年の理事会拡大改革とチャコ紛争(パラグアイ・ボリビア紛争)—」『国際関係論研究』第30号(2013年)、1-27ページ。p. 3.

<sup>12</sup> Rappard, op. cit., p. 572.